

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の報告概要① (別添3)

総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官による共同懇談会として、作家、出版社、新聞社、印刷会社、書店、通信事業者、メーカー等の代表を集め、2010年3月17日に第1回会合を開催。6月22日、報告をとりまとめ。6月28日、報道発表。

懇談会報告：具体的政策の方向性とアクションプラン(2010年6月28日)

1. デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の実現

(1)「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」の設置 主担当官庁：文部科学省

- 著作物・出版物の権利処理の円滑化のため、権利の集中管理の必要性を含めて、その対象や具体的な仕組み、主体等の課題について検討

(2)個々の出版物の特性に応じた契約の円滑化に向けた実証実験の実施 主担当官庁：経済産業省

- 情報通信技術を利用して、契約事務を効率化し、流通を円滑化するための実証実験を実施

(3)出版者への権利付与に関する検討 主担当官庁：文部科学省

- デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利付与をすることについて、その可否を含め検討
検討にあたっては、出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析の実施や議論の場を設けることなどを通じて、更に検討

(4)外字・異体字が容易に利用出来る環境の整備 主担当官庁：経済産業省

- 外字の収集方法、整理方法、文字図形共有基盤の運営方法、利用端末等での外字の実装方法などについて、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」と連携しつつ、関係者において議論の場を設け、検討

2. オープン型電子出版環境の実現

(1)「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」の設置 主担当官庁：総務省 経済産業省

- 多種多様な閲覧フォーマットに変換が可能な日本語基本フォーマット(中間(交換)フォーマット)の統一規格の策定に向けて検討・実証、国際標準化
☞ 電子出版コストの削減、リリースタイムの縮減、様々な端末・プラットフォームで電子出版を利用可能に。

(2)電子出版日本語フォーマットの国際標準化 主担当官庁：経済産業省

- 政府調達技術仕様が国際規格によることを踏まえ、我が国の電子出版規格に即した日本語表現が可能なファイルフォーマットを国際規格(公的標準)としていくため、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」を活用しつつ、国際標準化活動を展開

(3)国内における統一フォーマットへの転換支援 主担当官庁：経済産業省

- ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の共通化に向けて不可欠となる国内出版社・印刷会社等への普及促進に向けて、課題整理

(4)海外デファクト標準への日本語対応に向けた取組推進 主担当官庁：総務省

- 日本の出版物を世界へ発信する観点から、海外の閲覧フォーマットとして有力なEPUBについて、日本語表現に十分対応するために必要な取組を検討。これらの検討は、漢字文化圏である中国、韓国との連携が重要

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の報告概要②

3. 「知のインフラ」へのアクセス環境の整備

(1) 「電子出版書誌データフォーマット標準化会議(仮称)」の設置

主担当官庁:総務省

経済産業省

- 紙の出版物と電子出版の両方を統一的に扱える書誌情報(MARC等)フォーマットの標準化等について、検討・実証
- ☞ 紙と電子の区別なく、あらゆる出版物を簡単に検索可能に。

(2) 記事、目次等の単位で細分化されたコンテンツ配信、相互参照の実現に向けた環境整備

主担当官庁:総務省

- コンテンツIDの付与の仕組み、実現の可能性について具体的な検討・実証

(3) メタデータの相互運用性の確保に向けた環境整備

主担当官庁:総務省

- 公共図書館や大学図書館、公文書館、美術館、博物館等が保有するデジタルコンテンツに係るメタデータ規則の相互運用性の確保、メタデータの長期利用性の保証、電子出版に係る配信経路や閲覧環境等流通過程におけるメタデータの相互運用性の確保等について、検討・実証

(4) 「デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会(仮称)」の設置

主担当官庁:文部科学省

- 国立国会図書館を始めとしたデジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方について検討し、関係者間で合意が得られたものから逐次実現に向けた取組を実施

(5) サービスの高度化に向けた実証の実施

主担当官庁:総務省

主担当官庁:経済産業省

- 国会図書館のデータベースの民間ビジネスへの活用、電子出版と紙の出版物のシナジー効果を発揮できるハイブリッド流通システム 等

4. 利用者の安心・安全の確保

(1) 電子出版の読み手のプライバシーの保護

主担当官庁:総務省

- 読み手の閲覧履歴等ライフログ関連技術の活用については、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言」が示した「ライフログ活用サービスに関する配慮原則」に基づき、読み手のプライバシーの保護を図り、読み手の不安感等を払拭

(2) 障がい者、高齢者、子ども等の身体的な条件に対応した利用を増進

主担当官庁:総務省

- 電子出版のアクセシビリティを確保し、音声読み上げ可能な電子出版を拡大するための技術的な仕組み等について検討